

改訂版

江戸川区 相談支援事業の手引き

(抜粋)



江戸川区 福祉部 障害者福祉課
江戸川区 健康部 保健予防課
平成27年2月

本手引きの内容は、制度改正等に伴い
事前の予告なしに変更することがあります

利用するサービスと対象となる相談支援の種類（例）

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ		×
	地域相談支援のみ		×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業		×
	地域相談支援及び地域生活支援事業		×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険制度のサービス		×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
障害児	障害福祉サービスのみ		×
	障害児通所支援のみ	×	
	障害児入所支援のみ	×	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業		×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	

【例】4月1日から居宅介護を利用している障害児が、9月1日から障害児通所支援も利用することになった場合

サービス等利用計画案作成日から8月31日までは計画相談支援、9月1日からは障害児相談支援の対象となる（8月31日付けで計画相談支援の支給を終了する。）

請求事業者

ア 事業所番号

当該指定特定相談支援事業所の指定事業所番号を記載します。

イ 住所（所在地）

当該指定特定相談支援事業所の郵便番号と所在地を記載します。

ウ 電話番号

当該指定特定相談支援事業所の電話番号を記載します。

エ 名称

指定を受けた際に届け出た名称を使用します。

オ 職・氏名

代表者の職・氏名を記載し、押印します。

請求内訳

請求に係る計画相談支援対象障害者等の全員について、計画相談支援対象障害者等ごとに次のとおり記載します。

ア 項番

請求に係る計画相談支援対象障害者等について1から一連番号を付けます。

イ 受給者証番号

請求に係る計画相談支援対象障害者等の受給者証番号を記載します。

ウ 氏名、フリガナ

請求に係る計画相談支援対象障害者等の氏名及びフリガナを記載します。

エ モニタリング日

サービス等利用計画作成（サービス利用支援費）の場合は計画作成日、モニタリング実施（継続サービス利用支援費）の場合はモニタリング日を記載します。

オ サービスコード

請求に係る計画相談支援対象障害者等について算定される報酬区分に係るサービスコードを、サービスコード表に基づき記載します。

カ 単位数

請求に係る計画相談支援対象障害者等について算定される報酬区分に係る単位数を記載する。

キ 請求額

単位数に「単位数単価」を乗じて得た額（小数点以下切捨て）を記載します。

ク 小計

請求内訳の請求額の合計を記載します。

「江戸川区相談支援事業の手引き」P49～P50と
「江戸川区相談支援事業の手引き」(抜粋)P49～P50 を差し替えてください。

3 報酬

	サービス内容	単位	算定要件
1	サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)	1,611 単位/月	計画相談支援対象障害書等に対して指定サービス利用支援(障害児支援利用援助)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定(1～3)
2	継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)	1,310 単位/月	計画相談支援対象障害書等に対して継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)を行った場合に1月につき所定単位数を算定(1～4)
3	居宅介護支援費重複減算()	705 単位/月	計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法の要介護状態区分が要介護1又は要介護2の者に対して、介護保険法の居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1及び2の所定単位数から減算(5)
4	居宅介護支援費重複減算()	1,007 単位/月	計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法の要介護状態区分が要介護3又は要介護4又は要介護5の者に対して、介護保険法の居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1及び2の所定単位数から減算(5)
5	介護予防支援費重複減算	112 単位/月	計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法の要支援状態区分が要支援1又は要支援2の者に対して、介護保険法の介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1及び2の所定単位数から減算(5)
6	特別地域加算	+ 15/100	厚生労働大臣が定める地域(離島や豪雪地帯等)に居住している利用者に対して、計画相談支援を行った場合に、一回につき所定単位数に加算

7	利用者負担上限 管理加算	150 単位/月	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に1月につき所定単位数を加算
8	初回加算(障害児 相談支援のみ)	500 単位/月	指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合、その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は所定単位数を加算(6)
9	特定事業所加算	300 単位/月	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業所は所定単位数を加算

1 障害児相談支援対象者に対してサービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費を算定しない(障害児支援利用援助費のみ算定する。)

2 障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費は算定せず、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費のみ算定する。

なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合には、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費及び継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費の両方を算定できる。

3 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されない。

4 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費については、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等やむをえない事情により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援・障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合は、当該翌月においても継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費を算定できる。

必ず事前に各担当係にご連絡下さい。

「江戸川区相談支援事業の手引き」P49～P50と

「江戸川区相談支援事業の手引き」(抜粋)P49～P50 を差し替えてください。

- 5 同一の事業所であっても、ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる職員であれば、減算はしない。
- 6 加算について具体的には次のような場合に算定される。 新規に障害児支援利用計画を作成する場合。 障害児通所支援を利用する前6か月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合。

【例】3月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、サービスを追加することになり、3月中に新たなサービス等利用計画を作成した場合
3月はサービス利用支援費（1,611単位）のみ算定する。

【例】8月5日にサービス利用支援（計画作成）を行い、8月10日から居宅介護の利用を開始し、8月30日に1回目の継続サービス利用支援（モニタリング）を行った場合
8月はサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。
ただし、モニタリングの開始月が8月に設定されている場合に限る。
(1,611単位 + 1,310単位 = 2,921単位)

【例】A事業所のB相談員が、要介護1の利用者のケアプランとサービス等利用計画を一体的に作成した場合
居宅介護支援費重複減算（ ）が適用される。(1,611単位 - 705単位 = 906単位)

「江戸川区相談支援事業の手引き」P49～P50と
「江戸川区相談支援事業の手引き」(抜粋)P49～P50 を差し替えてください。

4 報酬

(1) 地域移行支援

	サービス内容	単位	算定要件
1	地域移行支援サービス費	2,323 単位 / 月	地域相談支援給付決定障害者に対し、1月に2回以上対面による支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定
2	特別地域加算	+ 15 / 100	厚生労働大臣が定める地域(離島や豪雪地帯等。)の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等、又は刑事施設等に入院又は入所している地域相談支援給付決定障害者に対し、地域移行支援を行った場合に、1回につき所定の単位数の100分の15に相当する単位数を所定の単位数に加算
3	集中支援加算	500 単位 / 月	地域相談支援給付決定障害者に対し、対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき所定の単位数を加算
4	退院・退所月加算	2,700 単位 / 月	地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等、又は刑事施設等からの退院・退所等をする日が属する月に地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算。 ただし、地域相談支援給付決定障害者が、退院・退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定しない。
5	障害福祉サービスの体験利用加算	300 単位 / 日	地域相談支援給付決定障害者に対し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、15日を限度として、1日につき所定単位数を加算(1・2)
6	体験宿泊加算()	300 単位 / 日	地域相談支援給付決定障害者に対し、体験宿泊支援を提供した場合に、体験宿泊加算()及び体験宿泊加算()を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算(3～8)。

7	体験宿泊加算()	700単位/日	地域相談支援給付決定障害者に対し、体験宿泊支援を提供し、かつ、地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、体験宿泊加算()、体験宿泊加算()を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算(3～8)。
---	-----------	---------	---

1 障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できる。

また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できる。

2 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日(障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度として算定できる。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日(当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度として算定できる。

3 単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。

なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。

また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

4 共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること(共同生活援助の体験利用に係る支給決定を受けている場合、体験宿泊加算は算定できない。)

5 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できる。

なお、体験宿泊加算()については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生活

「江戸川区相談支援事業の手引き」P65～P68と

「江戸川区相談支援事業の手引き」(抜粋)P65～P68を差し替えてください。

を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。

6 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できる。

7 体験宿泊加算()については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できる。

なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。

8 体験宿泊加算については、15日(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度として算定できる。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日(当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度として算定できる。

【例】5月1日に精神科病院を退院した場合

4月に地域移行支援サービス費及び退院・退所月加算を算定
(2,323単位+2,700単位=5,023単位)

【例】9月5日・6日に1泊2日で体験宿泊(夜間支援を行う者なし)を行った場合

体験宿泊加算()を9月5日・6日に算定
(300単位×2日=600単位)

(2) 地域定着支援

	給付費名称	単位	算定要件
1	体制確保費	302 単位 / 月	地域相談支援給付決定者に対し、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定の単位数を算定
2	緊急時支援費 P38、P62	705 単位 / 日	地域相談支援給付決定者に対し、利用者の障害特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定(1～4)
3	特別地域加算	+ 15 / 100	厚生労働大臣が定める地域(離島や豪雪地帯等)に居住している利用者に対し、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算。

- 1 利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。
- 2 緊急時支援を行った場合は、「地域定着支援提供実績記録票」と、「緊急対応の日時・内容・支援の提供時刻・緊急対応の必要性についての記録(様式自由)」を各担当係に提出する(P38、P62参照)。
- 3 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できる。
 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できる。
- 4 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できる。

【例】緊急時の居宅訪問を月5日行った場合

緊急時支援費を5日分算定

(705 単位 × 5 日 = 3,525 単位)

- 5 地域定着支援は、「居宅において単身等で生活する障害者につき～支援を行う。」ということから、入院時については、入院先の病院が第一に対応することが当然と考えられるので、算定は不可とする。